

各 位

師 崎 商 工 会
税 務 委 員 会 主 催

『電子帳簿保存法について』

日頃は、商工会活動にご協力を頂き有難うございます。

半田税務署の担当官を講師に招いて税務講習会を開催します。

令和5年度税制改正により電子帳簿保存法の内容が改正されたものの、令和6年1月1日からは、メールで受け取った電子データをプリントアウトした紙ではなく、電子データのまま保存することなどが義務化されることとなっています。

電子帳簿保存法とは、『データがあるものはデータで保存するためのルール化をしよう』という目的のために作られた法律のことです。

その対応に向けて準備等を考えておくことが必要になってきますが、まずは、保存要件など電子帳簿保存法について知っておかなければなりません。是非、この機会にご参加ください。

記

1. 日 時 令和5年12月4日(月)午後2時00分～午後3時30分
2. 場 所 師崎商工会 2階 会議室
3. テ ー マ 「電子帳簿保存法について」
4. 講 師 半田税務署 担当官
5. 参 加 金 無料

申込み下記申込書にご記入のうえ、令和5年11月30日までにお申込み下さい。
師崎商工会 担当:久村 TEL0569-63-0349 FAX0569-63-2141

FAXまたはご持参下さい。

令和5年12月4日税務講習会申込書

事業所名	受講者名